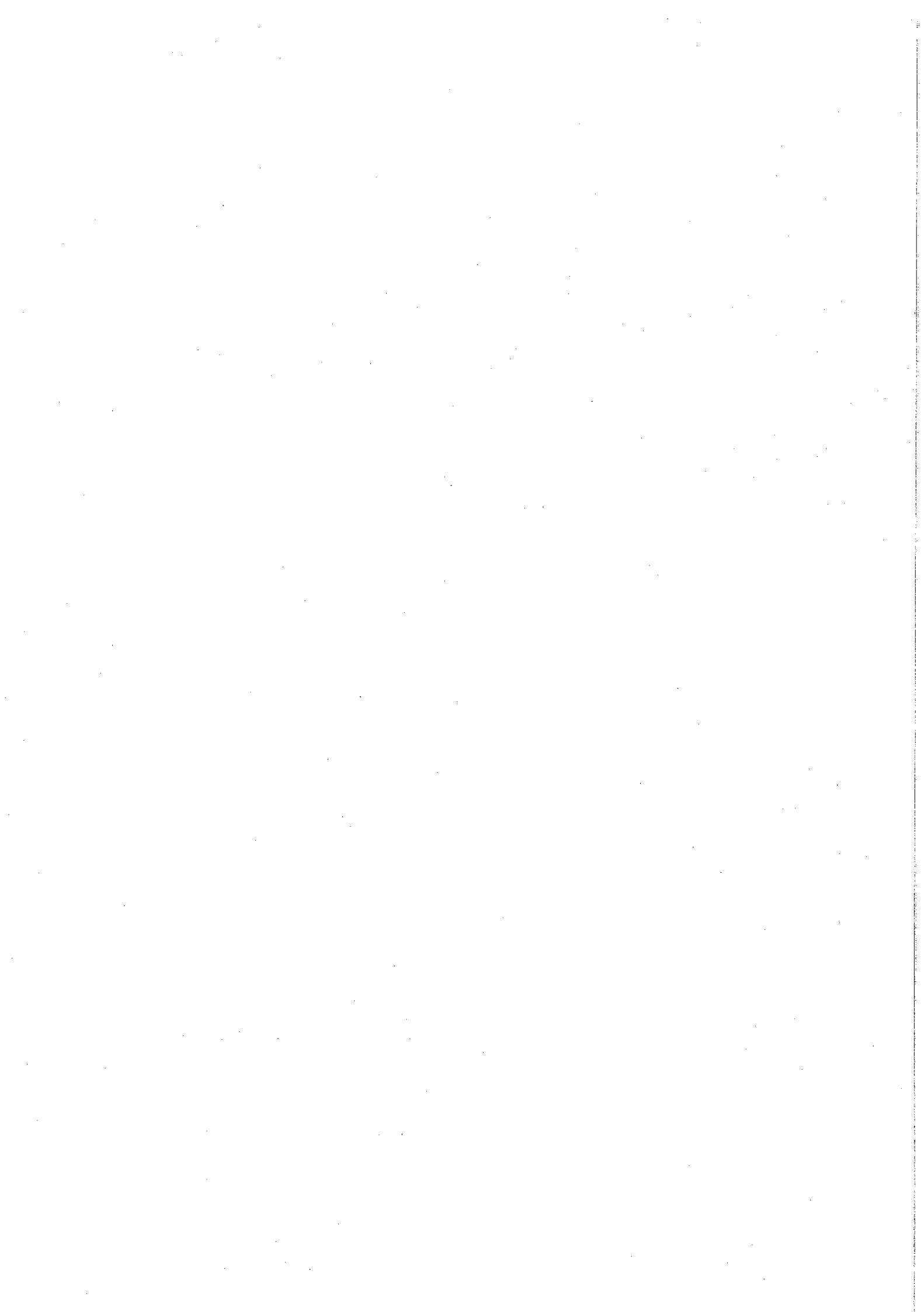


令和5年 第1回

かつらぎ町議会定例会（6月会議）

議 案

令和5年6月1日提出



## 令和5年第1回かつらぎ町議会定例会（6月会議）付議事件

報告第 3 号	かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について	1
報告第 4 号	かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	6
報告第 5 号	かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	9
報告第 6 号	令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）	11
報告第 7 号	令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第6号)	17
議案第46号	かつらぎ町固定資産評価員の選任について	23
議案第47号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	24
議案第48号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	25
議案第49号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	26
議案第50号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	27
議案第51号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	28
議案第52号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	29
議案第53号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	30
議案第54号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	31
議案第55号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	32
議案第56号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	33
議案第57号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	34
議案第58号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	35
議案第59号	かつらぎ町農業委員会委員の任命について	36
議案第60号	かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について	37
議案第61号	かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	42
議案第62号	ふるさとかつらぎ寄附金条例の一部を改正する条例制定について	45
議案第63号	かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例を廃止 する条例制定について	47
議案第64号	かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	49
議案第65号	はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例制定について	51
議案第66号	かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 制定について	55
議案第67号	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議 について	57
議案第68号	令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第4号）	59
議案第69号	令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	99

議案第 70 号	令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正 予算（第 1 号）	107
議案第 71 号	令和 5 年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)	115
議案第 72 号	令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	123
議案第 73 号	令和 5 年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第 1 号）	133
議案第 74 号	令和 5 年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	143

報告第 3 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月1日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和5年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第77号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

かつらぎ町長 中阪雅則

令和5年かつらぎ町条例第11号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第

25項第1号口」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号口」を「附則第15条第25項第2号口」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号口」を「附則第15条第25項第3号口」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。  
附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（イ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）（イ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のかつらぎ町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前のかつらぎ町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 4 号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月1日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和5年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第78号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

かつらぎ町長 中阪雅則

令和5年かつらぎ町条例第12号

かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のかつらぎ町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第 5 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月1日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

専 決 処 分 書

(写)

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第2項の規定により、専決処分に付する。

令和5年3月31日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別記）

かつらぎ町告示第79号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

かつらぎ町長 中阪雅則

令和5年かつらぎ町条例第13号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第13条第9項中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第23条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 6 号

令和 4 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 14 号）

令和 4 年度かつらぎ町一般会計補正予算（第 14 号）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成 25 年 3 月 28 日議決）第 3 項及び第 4 項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 6 月 1 日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

## 専 決 処 分 書

### 令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）

令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第3項及び第4項の規定により、専決処分に付する。

令和5年3月24日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

### 令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）

令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第14号）は、次のとおりとする。

#### （歳入歳出予算の補正）

- 1 第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ76千円を減額し、歳入歳出それぞれ11,467,154千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表  
(歳入)

歳入歳出予算補正(第14号)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税		4,304,300	△18,876	4,285,424
1 9 繰入金	1 地方交付税	4,304,300	△18,876	4,285,424
	2 基金繰入金	648,688	18,800	667,488
	補正されなかつた款項にかかる分	588,701	18,800	607,501
	歳入合計	6,514,242	6,514,242	
		11,467,230	△76	11,467,154

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 4 予備費		29,995	△76	29,919
	1 予備費	29,995	△76	29,919
	補正されなかつた款項にかかる分	11,437,235	11,437,235	
	歳出合計	11,467,230	△76	11,467,154

1. 総括表

(単位:千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第14号)

(歳入)		補正前の額	補正額	計
11	地方交付税	4,304,300	△18,876	4,285,424
19	繰入金	648,688	18,800	667,488
	補正されなかつた款項にかかる分	6,514,242		6,514,242
	歳入合計	11,467,230	△76	11,467,154

(歳出)

(歳出)		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
					一般財源
					国県支出金 地方債 その他の
14	予備費	29,995	△76	29,919	
	補正されなかつた款項にかかる分	11,437,235		11,437,235	
	歳出合計	11,467,230	△76	11,467,154	△76

1. 島 入  
地方交付税

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
11	地方交付税	千円 4,304,300	千円 $\Delta 18,876$	千円 4,285,424			千円
1	地方交付税	4,304,300	$\Delta 18,876$	4,285,424			
	1 地方交付税	4,304,300	$\Delta 18,876$	4,285,424			
					1 地方交付税		$\Delta 18,876$ 特別地方交付税 459,124-478,000
19	繰入金	648,688	18,800	667,488			
2	基金繰入金	588,701	18,800	607,501			
	1 基金繰入金	588,701	18,800	607,501			
					1 財政調整基金繰入金		18,800 117,500-98,700
	歳入合計	11,467,230		$\Delta 76$	11,467,154		

出歲2.

号第141

報告第 7 号

令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第3項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月1日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

## 専 決 处 分 書

### 令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第3項の規定により、専決処分に付する。

令和5年3月24日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

#### 記

### 令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次のとおりとする。

#### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ28,533千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,548,908千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正(第6号)

第1表  
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,756,710	28,533	1,785,243
	1 県負担金・補助金	1,754,210	28,533	1,782,743
補正されなかつた款項にかかる分		763,665		763,665
歳入合計		2,520,375	28,533	2,548,908

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,748,871	28,533	1,777,404
	1 療養諸費	1,517,456	28,533	1,545,989
補正されなかつた款項にかかる分		771,504		771,504
歳出合計		2,520,375	28,533	2,548,908

1. 総括表

(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第6号)

(単位:千円)

歳入		補正前の額	補正額	計
3 帳支出金		1,756,710	28,533	1,785,243
補正されなかつた款項にかかる分		763,665		763,665
歳入合計		2,520,375	28,533	2,548,908

(歳出)

(単位:千円)

歳出	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	特定地方債	その他の	一般財源
2 保険給付費	1,748,871	28,533	1,777,404	28,533			
補正されなかつた款項にかかる分	771,504		771,504				
歳出合計	2,520,375	28,533	2,548,908	28,533			

1. 岐 人

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
3 県支出金	千円	千円	千円	千円			千円
	県支払金	1,756,710	28,533	1,785,243			
1 県負担金・補助金	1,754,210	28,533	1,782,743				
1 保険給付費等交付金	1,754,210	28,533	1,782,743				
				1 保険給付費等交付金(普通交付金)			
				28,533	1,766,418-1,737,885		
	歳入合計	2,520,375	28,533	2,548,908			

## 2. 岐出

## 保険給付費

補正第6号

款項	目	補の正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源		
2	保険給付費	千円 1,748,871	千円 28,533	千円 1,777,404	千円 28,533	千円 28,533	千円 28,533	千円	千円
1	療養詣費	1,517,456	28,533	1,545,989	28,533				
	1 一般被保険者療養給付費	1,487,360	28,533	1,515,893	28,533				
	歳出合計	2,520,375	28,533	2,548,908	28,533				

議案第 46 号

かつらぎ町固定資産評価員の選任について

下記の者を、かつらぎ町固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 和田 光人

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年6月30日、西畠隆央固定資産評価員辞任のため。

議案第 47 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中坂雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 松下善行

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 48 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 田中 章員

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 49 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 なか おか しん えつ  
中 岡 新 悅

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 50 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 尾西利文

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 51 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 これ よし ふみ お  
是 吉 文 雄

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 52 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 にし おか きよし  
西 岡 清

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 53 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 木 村 恵 一  
き むら しげ かず

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 54 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 もり 守 岡 康 之

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 55 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 さとがみ よしゆき  
里 神 賢 幸

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 56 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 ひら おか まさ たか  
平 岡 昌 高

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 57 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 城 向 勝  
しろ むかい まさる

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 58 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 細城龍吾  
ゆう き りゅう ご

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年7月19日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 59 号

かつらぎ町農業委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 まつ した きょう こ子

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和 5 年 7 月 19 日、現在の農業委員会委員任期満了のため。

議案第 60 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町税条例の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第12条第4項中「第4項」を「第5項」に改める。

第19条中「第139条第1項、第149条又は第161条」を「第139条第1項又は第145条第3項」に改め、同条第1号中「第105条、第149条又は第161条」を「第105条又は第145条第3項」に改める。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改め、同条第3項中「できなつた金額」を「できなかつた金額」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、

給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第42条中「相当する税金を納付しようとする場合」を「相当する金額の税金を納付しようとする場合」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する町徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該町徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する町徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該町徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第53条の7中「施行規則第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第54条第2項中「賦課期日前死亡」を「賦課期日前に死亡」に改める。

第56条第2号中「法人の登録」を「法人の登記」に改める。

第63条の2第2項中「当該所有者全員」を「当該区分所有者全員」に改める。

第67条第4項中「当該固定資産税額の金額」を「当該固定資産税額の全額」に改める。

第71条第1項中「次の各号の1に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第74条の2第2項中「年度までの各年度とする。」を「年度までの各年度分とする。」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第90条第2項中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加える。

第91条第3項中「第80条の3」を「第80条の2」に改め、同条第4項中「第2項」を「前3項」に、「その標識を」を「その標識に」に改め、同条第6項中「第1項及び第2項」を「第1項、第2項又は第3項」に改め、同条第7項及び第8項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第9項及び第10項中「及び」を「又は」に改める。

第132条第1項中「居居」を「居所」に改める。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条第1項の表中「第2号イ（ウ）（ii）」を「第2号ア（ウ）（ii）」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第19条第2項第4号中「所得割の」」を「所得割の額」」に改める。

附則第20条の2第1項中「所得税の非課税に関する法律」を「所得税等の非課税等に関する法律」に改める。

附則第20条の3第2項第3号中「特例利子」を「特定利子」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後のかつらぎ町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正

規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のかつらぎ町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべきかつらぎ町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 61 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

国民健康保険税の賦課税率の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免実施に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第　　号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月　　日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第　　号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7, 4295」を「100分の8, 0213」に改める。

第4条中「100分の19, 862」を「100分の10, 0425」に改める。

第5条中「27, 060円」を「27, 600円」に改める。

第5条の2第1号中「20, 910円」を「21, 010円」に改め、同条第2号中「10, 455円」を「10, 505円」に改め、同条第3号中「15, 682円」を「15, 757円」に改める。

第6条中「100分の2, 2967」を「100分の2, 8659」に改める。

第7条中「100分の6, 129」を「100分の3, 556」に改める。

第7条の2中「8, 365円」を「9, 800円」に改める。

第7条の3第1号中「6, 465円」を「7, 460円」に改め、同条第2号中「3, 232円」を「3, 730円」に改め、同条第3号中「4, 848円」を「5, 595円」に改める。

第8条中「100分の2, 0385」を「100分の2, 5175」に改める。

第9条中「100分の7, 3152」を「100分の4, 006」に改める。

第9条の2中「8, 700円」を「10, 180円」に改める。

第9条の3中「4, 815円」を「5, 505円」に改める。

第13条第4項中「第5号」を「第8号」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18, 942円」を「19, 320円」に改め、同号イ①中「14, 637円」を「14, 707円」に改め、同号イ②中「7, 319円」を「7, 354円」に改め、同号イ③中「10, 978円」を「11, 030円」に改め、同号ウ中「5, 856円」を「6, 860円」に改め、同号エ①中「4, 526円」を「5, 2

22円」に改め、同号エ②中「2, 263円」を「2, 611円」に改め、同号エ③中「3, 394円」を「3, 917円」に改め、同号オ中「6, 090円」を「7, 126円」に改め、同号カ中「3, 371円」を「3, 854円」に改め、同条第2号ア中「13, 530円」を「13, 800円」に改め、同号イ①中「10, 455円」を「10, 505円」に改め、同号イ②中「5, 228円」を「5, 253円」に改め、同号イ③中「7, 841円」を「7, 879円」に改め、同号ウ中「4, 183円」を「4, 900円」に改め、同号エ①中「3, 233円」を「3, 730円」に改め、同号エ②中「1, 616円」を「1, 865円」に改め、同号エ③中「2, 424円」を「2, 798円」に改め、同号オ中「4, 350円」を「5, 090円」に改め、同号カ中「2, 408円」を「2, 753円」に改め、同条第3号ア中「5, 412円」を「5, 520円」に改め、同号イ①中「4, 182円」を「4, 202円」に改め、同号イ②中「2, 091円」を「2, 101円」に改め、同号イ③中「3, 137円」を「3, 152円」に改め、同号ウ中「1, 673円」を「1, 960円」に改め、同号エ①中「1, 293円」を「1, 492円」に改め、同号エ②中「647円」を「746円」に改め、同号エ③中「970円」を「1, 119円」に改め、同号オ中「1, 740円」を「2, 036円」に改め、同号カ中「963円」を「1, 101円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 059円」を「4, 140円」に改め、同号イ中「6, 765円」を「6, 900円」に改め、同号ウ中「10, 824円」を「11, 040円」に改め、同号エ中「13, 530円」を「13, 800円」に改め、同項第2号ア中「1, 255円」を「1, 470円」に改め、同号イ中「2, 091円」を「2, 450円」に改め、同号ウ中「3, 346円」を「3, 920円」に改め、同号エ中「4, 183円」を「4, 900円」に改める。

附則第14項中「とする。)」の次に「及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(適用区分)
- 2 改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定（第13条第4項及び附則第14項の規定を除く。）は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 62 号

ふるさとかつらぎ寄附金条例の一部を改正する条例制定について

ふるさとかつらぎ寄附金条例（平成20年かつらぎ町条例第29号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 ふるさとかつらぎ寄附金条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行したことに伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

ふるさとかつらぎ寄附金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 日

かつらぎ町長

令和 5 年かつらぎ町条例第 号

ふるさとかつらぎ寄附金条例の一部を改正する条例

ふるさとかつらぎ寄附金条例(平成 20 年かつらぎ町条例第 29 号)の一部を  
次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6.3 号

かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例  
を廃止する条例制定について

かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例（令和2年かつらぎ町条例第25号）を次の理由により、廃止するものとする。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例を廃止する条例（案文別記）

2 提案理由

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行したことに伴い、この基金を廃止いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例を廃止する条例  
をここに公布する。

令和5年6月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例を廃止する条例

かつらぎ町新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金条例（令和2年かつ  
らぎ町条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町介護保険条例（平成12年かつらぎ町条例第17号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 日

かつらぎ町長

令和 5 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町介護保険条例の一部を改正する条例

かつらぎ町介護保険条例（平成 12 年かつらぎ町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「除く。」の次に「及び令和 4 年度以前の年度分の保険料であつて令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が定められているもの」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 10 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 65 号

はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例（平成21年かつらぎ町条例第15号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(案文別記)

2 提案理由

燃料価格の高騰等に伴う使用料の改定を軸に所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

令和5年6月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

はなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例（平成21年かつらぎ町条例第1  
5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「前1号」を「前号」に改める。

第7条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第12条第3項中「第11条」を「前条」に改める。

第14条第1項から第3項までを次のように改める。

第8条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定により、花園の里の管理を指定管  
理者に行わせる場合は、利用者より納付された利用料を法第224条の2第8項の規定  
により当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の規定により指定管理者の収入として収受される利用料金の額は、別表に定める  
額を超えない範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、これを変  
更しようとする場合も同様とする。

3 指定管理者は、利用料金の一部を予約金として徴収することができる。

第14条第4項中「前項」を「第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

はなぞの温泉「花園の里」使用料

1 宿泊使用料

室タイプ	大人 (中学生以上)	小人 (小学生)	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)
------	---------------	-------------	--------------	--------------

Aタイプ	6,500円	5,000円	5,000円	無料
Bタイプ ベランダ付	7,500円	6,000円	5,000円	無料
Cタイプ 畳小スペース付	8,500円	7,000円	5,000円	無料
Dタイプ 畳大スペース付	9,500円	8,000円	5,000円	無料

ア 幼児（3歳未満）は添い寝を原則とする。ただし、寝具使用の場合は幼児（3歳以上）料金とする。

イ 宿泊時間を超過したときは、休憩使用料に切り替える。

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額に2,000円を加算する。ただし、幼児については、この限りでない。

エ 1人で利用の場合は、2,000円を加算する。

オ この表に掲げる金額には、食事代は含まない。

## 2 休憩使用料

施設区分	2時間当たりの利用料金	超過1時間ごと
一部屋	2,000円	1,000円

## 3 室使用料

施設区分	5時間当たりの利用料金	超過1時間ごと
大広間	4,000円	1,000円

## 4 入浴料（宿泊・休憩・室使用者以外）

大人（中学生以上）	小人（小学生）	幼児（小学生未満）
800円	500円	無料

ア 町民が利用する場合は、上記金額にかかわらず300円とする。ただし、幼児（小学生未満）は無料とする。

備考 はなぞの温泉「花園の里」使用料の額は、それぞれ上記により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例による改正後のはなぞの温泉「花園の里」設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 66 号

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年かつらぎ町条例第36号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

町営住宅の除却に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年かつらぎ町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

〃	〃	16	〃	昭和32年度
---	---	----	---	--------

」を

〃	〃	15	〃	昭和32年度
---	---	----	---	--------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約  
の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約（平成元年伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約第1号）を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約  
の一部を変更する規約

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約（平成元年伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

第3条本文中「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により」を削り、同条第1号中「老人福祉施設」の前に「老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同条第2号中「（平成9年法律第123号）」の後に「の規定」を加え、「サービス事業・指定居宅介護支援事業・」を「サービス事業、」に改める。

第4条中「橋本市隅田町河瀬907番地」を「伊都郡九度山町大字九度山1265番地1」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（議長及び副議長）

第6条の2 組合の議会に議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員の中から組合の議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第10条中「老人福祉施設最低基準（昭和41年厚生省令第19号）」を「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）、指

定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」に改める。

第11条第2項中「普通」を削り、同条第3項中「識見を有する者」を「、識見を有する者」に、「あつては、4年」を「あつては4年」に、「あつて」を「あつて」に改め、次のただし書を加える。

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第12条中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「人口割1/3、基準財政需要額割1/3、入寮者数割1/3の割合をもつて」を「事務費分担金については、人口割3分の1、基準財政需要額割3分の1及び入所者数割3分の1の割合をもって、他の分担金については、人口割2分の1及び基準財政需要額割2分の1の割合をもって」に改める。

#### 附 則

- 1 この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、新施設において改正後の第3条の共同処理する事務を開始する日から適用する。
- 2 この規約の施行の際、現に組合議会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の第6条の2第2項の規定により選挙されたものとみなす。

議案第 68 号

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ24,647千円を減額し、歳入歳出それぞれ10,406,549千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え及び補助金の内示等に伴い、予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第4号)

第1表  
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,001,736	20,204	1,021,940
16 県支出金	2 国庫補助金	482,556	20,204	502,760
	1 県負担金	556,975	3,588	560,563
	2 県補助金	386,107	△282	385,825
17 財産収入		155,507	3,870	159,377
		74,337	△1	74,336
	2 財産運用収入	15,518	△1	15,517
18 寄附金		416,613	499	417,112
	1 寄附金	416,613	499	417,112
19 繰入金		706,991	△55,600	651,391
	2 基金繰入金	706,988	△55,600	651,388
21 諸収入		136,981	163	137,144
	5 雑入	124,141	163	124,304
22 町債		486,000	6,500	492,500
	1 町債	486,000	6,500	492,500
補正された款項にかかる分		7,051,563		7,051,563
歳入合計		10,431,196	△24,647	10,406,549

## (歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		103,785	893	104,678
1 議会費		103,785	893	104,678
2 総務費		1,521,331	△23,639	1,497,692
1 総務管理費		1,269,783	△7,832	1,261,951
2 徴税費		130,771	△6,453	124,318
3 戸籍住民基本台帳費		78,167	△9,064	69,103
4 選挙費		33,697	84	33,781
5 統計調査費		8,518	△374	8,144
3 民生費		3,004,826	7,680	3,012,506
1 社会福祉費		2,048,411	9,290	2,057,701
2 児童福祉費		945,685	△1,610	944,075
4 衛生費		993,786	△1,930	991,856
1 保健衛生費		573,695	2,639	576,384
2 清掃費		420,091	△4,619	415,472
6 農林水産業費		322,228	13,645	335,873
		256,317	△9,064	247,253
		65,911	22,709	88,620

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		188,968	△2,306	186,662
	1 商工費	157,054	△2,306	154,748
8 土木費		918,809	△22,820	895,989
	1 土木管理費	37,521	4,789	42,310
	2 道路橋梁費	236,336	△18,105	218,231
	4 都市計画費	517,983	△10,304	507,679
	5 住宅費	105,749	800	106,549
9 消防費		438,435	811	439,246
	1 消防費	438,435	811	439,246
10 教育費		896,996	2,983	899,979
	1 教育総務費	360,088	2,644	362,732
	3 中学校費	73,990	40	74,030
	4 幼稚園費	40,787	26	40,813
	5 社会教育費	242,144	3,690	245,834
	6 保健体育費	55,836	△3,417	52,419
13 諸支出金		473,560	△2	473,558
	1 基金費	473,560	△2	473,558

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14予備費		30,092	38	30,130
1予備費		30,092	38	30,130
補正されなかつた款項にかかる分		1,538,380		1,538,380
歳出合計		10,431,196	△24,647	10,406,549

1. 総括表  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第4号)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,001,736	20,204	1,021,940
16 県支出金	556,975	3,588	560,563
17 財産収入	74,337	△1	74,336
18 寄附金	416,613	499	417,112
19 繰入金	706,991	△55,600	651,391
21 諸収入	136,981	163	137,144
22 町債	486,000	6,500	492,500
補正されなかつた款項にかかる分	7,051,563		7,051,563
歳入合計	10,431,196	△24,647	10,406,549

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	歳内訳		
				国県支出金	特定定財源	その他の一般財源
1 議会費	103,785	893	104,678			893
2 総務費	1,521,331	△23,639	1,497,692	△1,775		△21,868
3 民生費	3,004,826	7,680	3,012,506	302		7,378
4 衛生費	993,786	△1,930	991,856	△930	1,100	△2,100

6 農林水産業費	322,228	13,645	335,873	24,263		159	△10,777
7 商工費	188,968	△2,306	186,662			500	△2,806
8 土木費	918,809	△22,820	895,989	△12,577	3,300		△13,543
9 消防費	438,435	811	439,246				811
10 教育費	896,996	2,983	899,979	△945	2,100		1,828
13 諸支出金	473,560	△2	473,558				△2
14 予備費	30,092	38	30,130				38
補正されなかつた款項にかかる分	1,538,380		1,538,380	15,454			△15,454
歳出合計	10,431,196	△24,647	10,406,549	23,792	6,500	661	△55,600

## 1. 岐 入

国庫支出金

補正第 4号

款項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		明
					区分	金額	
15	国庫支出金	千円 1,001,736	千円 20,204	千円 1,021,940			千円
2	国車補助金	482,556	20,204	502,760			
1	総務費国庫補助金	21,662	△1,493	20,169			
					2 社会保障・税番号制度システム中間サーバー利用負担金補助金	△3,101	0-3, 101
					4 マイナンバーカード交付事務費補助金	1,608	10, 531-8, 923
2	民生費国庫補助金	60,307	302	60,609			
3	衛生費国庫補助金	90,811	△1,200	89,611	7 保育対策総合支援事業費補助金	302	保育環境改善等事業補助金(安全対策事業) 302-0
					3 水道未普及地域解消事業補助金	△1,200	64, 800-66, 000

国庫支出金		補正前の額			補正額	計	説明	
款項	目	千円	千円	千円	千円	千円	区分	金額
4 土木費国庫補助金		157,332	2,877	160,209				△2,408
					1 社会資本整備総合交付金	9,668	防災・安全交付金事業 13, 642-16, 050	
							公営住宅賃料廉化事業 26, 908-11, 454	15,454
							公営住宅等整備事業 9, 353-12, 731	△3,378
6 教育費国庫補助金		22,470	△1,558	20,912			2 道路メンテナンス事業費補助金 △6,791	△6,791
							25, 658-32, 449	
9 農林水産業費国庫補助金					6 へき地児童生徒援助費等補助金 △1,558	3, 750-5, 308		
							21,276 21, 276-0	21,276
16 県支出金		556,975	3,588	560,563			1 週東地域特徴的発展支援交付金	
1 県負担金		386,107	△282	385,825				

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1 総務費県負担金	千円 27,538	千円 △282	千円 27,256				千円
				1 地籍調査事業負担金		△282	5, 350-5, 632
2 県補助金	155,507	3,870	159,377				
3 衛生費県補助金	9,568	270	9,838				
				8 がん患者アピアランスケア支援事業費補助金		270	270-0
4 農林水産業費県補助金	36,653	2,987	39,640				
				7 農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金		800	1, 600-800
				19 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金		2,187	有機農業産地づくり推進緊急対策事業交付金 2, 187-0
8 教育費県補助金	2,844	613	3,457				
				7 和歌山県文化財保護費補助金		△91	560-651

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
17		千円	千円	千円	11 和歌山県学校安 全特別対策事業 補助金	704 7 0 4 - 0	千円
17	財産収入	74,337	△1	74,336			
2	財産運用収入	15,518	△1	15,517			
	1 利子及び配当金	981	△1	980			
					1 利子及び配当金	△1 新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金預金利子 0 - 1	
18	寄附金	416,613	499	417,112			
1	寄附金	416,613	499	417,112			
	3 企業版ふるさと 納税	6,600	500	7,100			
					1 企業版ふるさと 納税	500 7,100 - 6,600	
	4 新型コロナウイ ルス感染症対策 たすけ愛基金寄 附金	1	△1	0			

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円			千円	千円
19	繰入金	706,991	△55,600	651,391	1 新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金寄附金	△10-1	
2	基金繰入金	706,988	△55,600	651,388			
	1 基金繰入金	706,988	△55,600	651,388			
					1 財政調整基金繰入金	△55,600	285,300-340,900
21	諸収入	136,981	163	137,144			
5	雜入	124,141	163	124,304			
	1 雜入	124,141	163	124,304			
					1 雜入	163	会計年度任用職員雇用保険個人負担金 建物共済保険金 4 159
22	町債	486,000	6,500	492,500			
1	町債	486,000	6,500	492,500			
	2 街生債	151,100	1,100	152,200			

項 目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円	1 衛生債	1,100	過疎対策事業 飲料水供給施設整備事業 95,100-94,000
4 土木債	182,600	3,300	185,900	1 土木債	3,300	合併特例事業 社会資本整備総合交付金事業 △2,100 11,900-14,000
						過疎対策事業 公共下水道事業 32,800-30,700
						公営住宅建設事業 妙寺団地建替事業 14,700-11,400
6 教育債	42,100	2,100	44,200	1 教育債	2,100	過疎対策事業 スクールバス運行費 600 25,300-24,700
						スクールバス購入 1,500 6,500-5,000
歳入合計	10,431,196	△24,647	10,406,549			

出歲2.

号 4 第 章 正 補

総務費 款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
3 庁舎管理費	19,293	952	20,245					952			
5 会計管理費	64,034	△2,943	61,091					14 工事請負費		952 行政委員会室工アコン設置工事	
10 地域交流センター管理費	19,759	1,210	20,969					△2,943			
								2 給料	△2,001	職員給	
								3 職員手当等	△942	児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	△20 △100 178 △1,000
								1,210			
								10 需用費	1,210	修繕費	

号4第正補

総務費		補正額の財源証				節				説明	
款項	項目	補正額の前額	補正額	計	国庫支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	千円
11 支所費	千円	125,502	13,683	139,185	千円	千円	千円	13,683			
12 諸費	千円	8,020	1,791	9,811				1,791			
13 電算管理費	千円	42,115	42,115	△3,101				3,101			
17 地籍調査事業費	千円	34,811	△2,530	32,281	△282			△2,248			
									2 納料	△2,355	職員給
									3 職員手当等		
									401 扶養手当	149	
									児童手当	80	
									通勤手当	31	
									超勤手当	341	
									期末勤勉手当	△200	

総務費	款項	目	補正額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明		
						特定期	国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	金額	千円	職員共済組合負担金	千円
			千円	千円	千円					4 共済費				
										10 需用費	△57			
										12 委託料	△319	地籍調査事業委託料		
21 田舎暮らし 体験住宅管理費	538	498	1,036											
2 徴税費	130,771	△6,453	124,318							10 需用費	498	修繕費		
1 税務賦課徴 收費	130,771	△6,453	124,318							△6,453				
										2 給料	△4,304	職員給		
										3 職員手当等	△1,149	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当		
												△300 180 234 △200 437 △1,500		
										4 共済費	△1,000	職員共済組合負担金		

款項	目	補の正額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					国県支出金	特定地方債	その他の千円	一般財源		
3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	78,167	△9,064	千円	69,103	1,608	千円	4 △10,676	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	78,167	△9,064	千円	69,103	1,608	千円	4 △10,676	千円	千円
									1 報酬	709 会計年度任用職員報酬
									2 給料	△5,556 職員給
									3 職員手当等	△2,906 扶養手当 児童手当 住居手当 超勤手当 期末勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 222
									4 共済費	△1,336 職員共済組合負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員法定福利費 85 79 △1,500
									8 旅費	25 会計年度任用職員費用弁償
4 選挙費	選挙費	33,697	84	千円	33,781			84		
1 選挙管理委員会費	選挙管理委員会費	8,947	84	千円	9,031			84		
									2 給料	11 職員給

総務費		補正額の内訳				補正額の内訳				説明	
款項	項目	補正額の前額	補正額	計	特定期	定額	財源	一般財源	その他	区分	金額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	3 職員手当等	千円
5 統計調査費		8,518	△374	8,144						4 共済費	31 職員共済組合負担金
1 統計調査総務費		7,481	△374	7,107							
3 民生費		3,004,826	7,680	3,012,506						2 納料	89 職員給
1 社会福祉費		2,048,411	9,290	2,057,701						3 職員手当等	△463 扶養手当 △240 児童手当 △240 超勤手当 17
1 社会福祉総務費		909,146	5,397	914,543							
										2 納料	1,593 職員給
										3 職員手当等	1,336 扶養手当 △102 児童手当 120 住居手当 △200 通勤手当 327

補正第4号

款項	目	補の正額	前補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
					特定期	地方債	その他の一般財源			
15 国民年金事務費		7,774	3,715	11,489				千円 27 繰出金	千円 △805	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(職員給与費等)
2 児童福祉費		945,685	△1,610	944,075	302			2 納料	2,221	職員給
1 児童福祉総務費		70,060	△969	69,091				3 職員手当等	853	通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
6 こども園運営費		483,565	302	483,867	302			4 共済費	641	職員共済組合負担金

款項	目	補の正額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明		
					特	国県支出金	地方債	一般財源	区分	金額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 児童福祉施設総務費	37,849	△1,672	36,177				△1,672		12 委託料	302
										送迎バス車内置き去り防止安全装置設置業務委託料
									2 給料	△818
									3 職員手当等	△354
									扶養手当	419
									児童手当	80
									住居手当	△324
									通勤手当	△231
									超勤手当	△98
									期末勤勉手当	△200
									4 共済費	△500
										職員共済組合負担金
10 児童福祉施設管理費	9,015	729	9,744				729			
									14 工事請負費	729
										笠田東児童館事務室工アコン取替工事
4 衛生費	993,786	△1,930	991,856	△930	1,100		△2,100			
1 保健衛生費	573,695	2,689	576,384	△930	1,100		2,519			
1 保健衛生総務費	112,028	4,897	116,925	270			4,627			



款項	目	補正額の前額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				国県支出金	地方債	その他の	一般財源		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
1 清掃総務費		269,535	△4,619	264,916			△4,619		
								2 給 料	△2,759 職員給
								3 職員手当等	△1,260 管理職手当 扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
								4 共 濟 費	△600 職員共済組合負担金
6 農林水産業費		322,228	13,645	335,873	24,263		159 △10,777		
1 農業費		256,317	△9,064	247,253	2,987		△12,051		
1 農業委員会費		24,531	△1,195	23,336			△1,195		
								2 給 料	△837 職員給
								3 職員手当等	△58 扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
								4 共 濟 費	△300 職員共済組合負担金

## 農林水産業費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			金額 千円	説明
					国県支出金 千円	地方債 千円	その他の 一般財源 千円		
2 農業総務費		63,502	△11,983	51,514			△11,988		
3 農業振興費		13,863	2,187	16,050	2,187				
7 地域振興施設管理費		8,765	1,100	9,865				1,100	12 委託料 有機農業実施計画策定業務委託料
9 耕作放棄地対策推進事業費		17,549	800	18,349	800			17 備品購入費 1,100 冷凍車	
								18 負担金、補助及び交付金	800 防護柵設置支援事業補助金

△300  
163  
△728  
△2,500

第4号

農林水產業

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源		
15 農地総務費		千円 31,631	千円 32	千円 31,663				千円 32	千円	千円
2 林業費		65,911	22,709	88,620	21,276			159	1,274	32 期末勘定手当
1 林業総務費		46,218	1,274	47,492				1,274		
									2 納料	406 職員給
									3 職員手当等	471 住居手当 通勤手当 特勤手当 超勤手当 期末勘定手当
										243 127 △180 45 236
									4 共済費	397 職員共済組合負担金
3 山村振興総務費		1,694	159	1,853				159		
									10 需用費	159 修繕費
5 過疎地域等集落ネットワーク整備事業費		21,276	21,276	21,276						

## 農林水産業費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			金額	説明
					国県支出金 千円	地方債 千円	その他の 一般財源 千円		
7	商工費	188,968	△2,306	186,662			500	△2,806	
1	商工費	157,054	△2,306	154,748			500	△2,806	
1	商工総務費	152,828	△2,306	150,522			500	△2,806	
								2 給 料	△2,191 職員給
								3 職員手当等	△215 通勤手当 △241 超勤手当
								4 共済費	△400 職員共済組合負担金 26 △241
								18 負担金、補助及び交付金	500 食の熱中小学校推進事業補助金
8	土木費	918,809	△22,820	895,989	△12,577	3,300	△13,543		
1	土木管理費	37,521	4,789	42,310			4,789		
1	土木総務費	37,521	4,789	42,310			4,789		
								2 給 料	2,583 職員給

## 土木費

## 補正第4号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					国県支出金	特定地方債	その他の債	一般財源	区分	金額	
2	道路橋梁費	236,336	△18,105	218,231	△9,199	△2,100		千円	千円	千円	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 1,372
1	道路橋梁総務費	24,518	△4,420	20,098				千円	千円	千円	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 △1,000
4	社会資本整備総合交付金事業費	43,182	△2,146	41,036	△2,408	△2,100		千円	千円	千円	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 △1,000

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円 160 23 725
										児童手当 超勤手当 期末勤勉手当
7 長寿命化修繕事業費		55,340	△11,539	43,801	△6,791			4 共済費	400	職員共済組合負担金
								10 需用費	△75	消耗品費 燃料費
								11 役務費	△25	郵送料
								14 工事請負費	△4,500	町道1号線道路改良工事
4 都市計画費		517,983	△10,304	507,679		2,100	△12,404	12 委託料	△11,539	橋梁点検業務委託料 トンネル点検業務委託料
1 都市計画総務費		320,738	△8,516	312,222		2,100	△10,616			△10,139 △1,400
								2 給料	1,390	職員給
								3 職員手当等	839	扶養手当 児童手当 超勤手当
										300 △240 42

款項	目	補の正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節金額			説明		
						特	国県支出金	地方債	一般財源	区分	金額	千円	千円	千円
2 公園費		20,269		△1,788	18,481					4 共済費	633	職員共済組合負担金 期末勤勉手当		
										27繰出金	△11,378	下水道事業会計繰出金		
5 住宅費	1 住宅管理総務費	105,749	800	106,549	△3,378	3,300				3 職員手当等	△243	児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当	120 175 △38 △500	
		14,566	800	15,366						4 共済費	△300	職員共済組合負担金		
										2 給料	325	職員給		
										3 職員手当等	149	超勤手当 期末勤勉手当	20 129	
										4 共済費	326	職員共済組合負担金		

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円	一般財源 千円	
	7 公営住宅等整備事業費	26,085	千円	26,085	△3,378	3,300	千円	78	
9	消防費	438,435	811	439,246				811	
1	消防費	438,435	811	439,246				811	
	2 非常備消防費	111,732	811	112,543				811	
								2 給料	194 職員給
								3 職員手当等	384 扶養手当 △20 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当 153
								4 共済費	233 職員共済組合負担金
10	教育費	896,996	2,983	899,979	△945	2,100	1,828		
1	教育総務費	360,088	2,644	362,732	△854	2,100	1,398		
	2 事務局費	123,994	1,280	125,274			1,280		
								2 給料	4,260 職員給
								3 職員手当等	4,065 扶養手当 547

款項	目	補の正額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
						特	定	財	源	一般財源	
		千円	千円	千円	千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	千円	千円
3 教育諸費	67,908	1,364	69,272	△854	2,100				118		
3 中学校費	73,990	40	74,030						12	委託料	1,364 送迎バス車内置き去り防止安全装置設置業務委託料
1 中学校給務費	14,929	40	14,969						40		
4 幼稚園費	40,787	26	40,813						8	旅費	40 会計年度任用職員費用弁償
1 幼稚園給務費	39,972	26	39,998						26		

教 款 項	目	補 正 額 の 前 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳			節			明 記
					特 定 費	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一般財源	千 円	区 分	金 額	千 円	
5 社会教育費		242,144	3,690	245,834	△91				千円	3,781				
1 社会教育総務費		24,944	41	24,985					千円	41				
4 公民館総務費		33,305	2,329	35,634					千円	2,329				
6 公民館管理費		67,001	1,320	68,321					千円	1,320				
									千円	14 工事請負費	1,320	大谷公民館会議室エアコン取替工事		

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
					特	県支出金	地方債	その他の	区分	
	7 文化財保護費	千円 6,290	千円 6,290	千円 6,290	千円 △91	千円 △91	千円 △91	千円 91	千円 91	千円 91
6	保健体育費	55,836	△3,417	52,419				△3,417		
3	体育施設管理費	52,257	△3,417	48,840				△3,417		
									2 給 料	△2,317 職員給
									3 職員手当等	△800 扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
									4 共 濟 費	△300 職員共済組合負担金
12	公債費	1,470,380		1,470,380	15,454			△15,454		
1	公債費	1,470,380		1,470,380	15,454			△15,454		
	1元金	1,416,897		1,416,897	15,454			△15,454		
13	諸支出金	473,560	△2	473,558				△2		
1	基 金 費	473,560	△2	473,558				△2		

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			節	説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源		
	13 新型コロナ ウイルス感 染症対策た すけ愛 費	千円 2	千円 △2	千円 0	千円 0	千円 △2	千円 △2	千円 △2	千円 △2
14	予備費	30,092	38	30,130				24積立金	△2新型コロナウイルス感染症対策たすけ愛基金積立金
1	予備費	30,092	38	30,130				38	
1	予備費	30,092	38	30,130				38	
	歳出合計	10,431,196	△24,647	10,406,549	23,792	6,500	661	△55,600	

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
飲料水供給施設整備事業	千円 94,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 95,100	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
社会資本整備総合交付金事業(道路改良)	14,000	〃	〃	〃	11,900	〃	〃	〃
下水道事業会計繰出金	30,700	〃	〃	〃	32,800	〃	〃	〃
妙寺団地建替事業	11,400	〃	〃	〃	14,700	〃	〃	〃
スクールバス運行委託料	24,700	〃	〃	〃	25,300	〃	〃	〃
スクールバス購入	5,000	〃	〃	〃	6,500	〃	〃	〃

1 特別職  
給与費明細書

(一般)

区分		職員数 (人)	給			与 手当 率 (月分)	地城手当	その他手当	計	共済費	合 計	備考
			報酬	給料	支給年間							
補正後	長等	3		22,200		5,772 (2.40)		138	28,110	3,093	31,203	
	議員	13	39,615			9,367 (2.60)			48,982	12,480	61,462	
	その他の特別職	46	7,180						7,180	58	7,238	
	計	62	46,795	22,200	15,139		138	84,272	15,631	99,903		
補正前	長等	3		22,200		5,772 (2.40)		138	28,110	3,005	31,115	
	議員	13	39,615			9,367 (2.60)			48,982	12,480	61,462	
	その他の特別職	46	7,180					7,180	58	7,238		
	計	62	46,795	22,200	15,139		138	84,272	15,543	99,815		
比較	長等									88	88	
	議員											
	その他の特別職											
	計									88	88	

書 細 明 費 与 紿

## (一般) 12. 一般職 (1) 繼括

(2) 給料及手当の増減額の明細(会計年度毎を除く)

(乙) 増減額(千円)				内訳				備考
区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	△ 3,073	人事異動に伴う職員給料減						
職員手当	13,144	人事異動等に伴う職員手当増						

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

職員1人当たり給与費の状況	
区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,073
補正前	6,017

## (一般)

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給 料			職員手当 千円	費 計 千円	共済費 千円	合 計 千円	備 考
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円					
補正後	人 179	673,859	413,240	1,087,099	245,802	1,332,901			
補正前	人 179	676,932	400,096	1,077,028	236,256	1,313,284			
比較		△ 3,073	13,144	10,071	9,546	19,617			
職員手当 内訳	区分 扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,400	272,597	14,916	5,382	534	70,784	687	10,800
	補正前	20,886	266,258	13,938	5,805	714	67,048	687	10,680
比較	1,514	6,339	978	△ 423	△ 180	3,736			120
	区分 児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当			計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	補正後	10,180	1,723	2,237	1,000				413,240
	補正前	9,120	1,723	2,237	1,000				400,096
比較	1,060								13,144

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 别 内 訳	備 考
給料	△ 3,073	人事異動に伴う職員給料減	
職員手当	13,144	人事異動等に伴う職員手当増	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## 職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,073
補正前	6,017

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給料			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	人 104	千円 156,457	千円 35,457	千円 191,914	千円 31,997	千円 223,911	
補正前	人 104	155,926		34,532	190,458	31,833	222,291
比較		531		925	1,456	164	1,620
職員手当の内訳	区分 扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円 29,690	千円 5,129	千円 180	千円 458	千円 458	千円 458
	補正後	29,468	5,064				
	補正前						
比較		222	65		180	458	
職員手当の内訳	区分 児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
		千円 補正後	千円 補正前	千円 比較	千円 925	千円 35,457	千円 34,532
	補正後						
	補正前						
比較							

議案第 69 号

令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 610 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,434,580 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第1号)

第1表  
(歳入)

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金			236,154	△610	235,544
	1 他会計繰入金		201,154	△610	200,544
補正されなかつた款項にかかる分			2,199,036		2,199,036
歳入合計			2,435,190	△610	2,434,580

(歳出)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			35,729	△641	35,088
	1 総務管理費		34,220	△641	33,579
6 諸支出金			11,455	31	11,486
	3 繰出金		5,947	31	5,978
補正されなかつた款項にかかる分			2,388,006		2,388,006
歳出合計			2,435,190	△610	2,434,580

## 1. 総括表

(歳入)

## 歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	計
6 繰入金		236,154	△610	235,544
補正されなかつた款項にかかる分		2,199,036		2,199,036
歳入合計		2,435,190	△610	2,434,580

(歳出)

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
					特定期間
					国県支出金
1 総務費		35,729	△641	35,088	△641
6 諸支出金		11,455	31	11,486	
補正されなかつた款項にかかる分		2,388,006		2,388,006	
歳出合計		2,435,190	△610	2,434,580	△610

入 嵩

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
6	繰入金	千円 236,154	千円 $\Delta 610$	千円 235,544			千円
1	他会計繰入金	201,154	$\Delta 610$	200,544			
	1 一般会計繰入金	201,154	$\Delta 610$	200,544			
					2 職員給与費等繰入金	$\Delta 641$	34,208-34,849
					5 その他一般会計繰入金	31	天詮分繰入金 5,249-5,218
	収入合計	2,435,190	$\Delta 610$	2,434,580			

号 1 第 1 正 楠

## 2. 歳出

款項	目	補の正額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円			
1	総務費	35,729	△641	千円	35,088		千円	△641	千円	千円
1	総務管理費	34,220	△641	千円	33,579		千円	△641	千円	千円
	1 一般管理費	29,731	△641	千円	29,090		千円	△641	千円	千円
6	諸支出金	11,455	31	11,486				31		
3	繰出金	5,947	31	5,978				31		
1	直當診療施設勘定繰出金	5,946	31	5,977				31		
	歳出合計	2,435,190	△610	2,434,580					△610	

## 給与費明細書

2. 一般職  
(1) 総括

区分	職員数	給報酬			職員手当	費計	共済費	合計	備考
		千円	千円	千円					
補正後	4	1,996	9,661	6,864	18,521	千円	3,805	22,326	千円
補正前	4	1,996	9,840	6,668	18,504	千円	3,763	22,267	
比較		△ 179	196	17	42		59		
区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	千円	千円	千円	管理職手当
補正後	千円	千円	千円	千円	千円	408	501	27	千円
補正前	4,233	4,233	4,233	501	501	120	501	27	1,305
比較	288			△ 324	△ 324			1,343	
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当	千円	千円	△ 38	
補正後	千円	千円	千円	管理職員	特別勤務手当	390	390		千円
補正前				特別勤務手当	特別勤務手当	120	120		6,864
比較			270						6,668
									196

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増 事由	減 人事異動に伴う職員給料減	別内訳	備考
給料	△ 179				
職員手当	196		人事異動に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,370
補正前	5,364

## (国民健康保険事業)

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	報酬	給料	与 費		共済費 計	合 計	備 考
				千円	千円			
補正後	人 3		9,661	6,449	千円	16,110	3,647	千円 19,757
補正前	3		9,840	6,253	千円	16,093	3,605	千円 19,698
比較		△ 179	196	17			42	59
区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後	千円 408	千円 3,818	千円 501	千円	千円	千円 27	千円 1,305	
補正前	120	3,818	501	324		27	1,343	
比較	288			△ 324		△ 38		
職員手当の内訳	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計	
補正後	千円 390	千円	千円	千円	千円	千円 6,449		千円 6,449
補正前	120							
比較	270							

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減	事由	別 内 訳	備 考
給料	△ 179			人事異動に伴う職員給料減	
職員手当	196			人事異動に伴う職員手当増	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## 職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,370
補正前	5,364

(国民健康保険事業)

會計年度任用職員

区分	職員數	給報酬	給料	与職員手當	費計		合計	備考
					千円	千円		
補正後	人1	千円 1,996	千円 415	千円 2,411	千円 158	千円 2,569		
補正前	人1	千円 1,996		415	2,411	158	2,569	
比較	区分	扶養手當	期末勤勉手當	通勤手當	住居手當	特殊勤務手當	超勤手當	地域手當
		千円 415	千円 415	千円 415	千円 415	千円 415	千円 415	千円 415
	補正後							計 千円 415
	補正前							
	比較							
職員手当の内訳	区分	児童手當	日直手當	休日勤務手當	管理職員 特別勤務手當	千円 415	千円 415	千円 415
	補正後	千円 415	千円 415	千円 415	千円 415			
	補正前							
	比較							

議案第 70 号

令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業  
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 31 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 6,555 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第1号)

第1表  
(歳入)

款		項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金			5,946	31	5,977
	1 事業勘定繰入金		5,946	31	5,977
補正されなかつた款項にかかる分			578		578
歳入合計			6,524	31	6,555

(歳出)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			6,204	31	6,235
	1 施設管理費		6,204	31	6,235
補正されなかつた款項にかかる分			320		320
歳出合計			6,524	31	6,555

(単位:千円)

## 1. 総括表

## 歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	計
2 繰入金		5,946		31 5,977
補正されなかつた款項にかかる分		578		578
歳入合計		6,524		31 6,555

(歳出)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
					国県支出金 特定地方債 地方債 その他 一般財源
1 総務費		6,204	31	6,235	
補正されなかつた款項にかかる分		320		320	
歳出合計		6,524	31	6,555	
					31

1. 歳 入  
繰 入 金

款 項	目	補 正 前 の 編	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2 繰 入 金		千円 5,946	千円 31	千円 5,977			千円
1 事業勘定繰入金		5,946	31	5,977			
1 事業勘定繰入金		5,946	31	5,977			
				1 事業勘定繰入金			
					31	5,977 - 5, 946	
	歳 入 合 計		6,524		31	6,555	

2. 端出

正第 1 号

款項	目	補正額	前補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	総務費	千円 6,204	千円 31	千円 6,235				千円 31	千円 31
1	施設管理費	6,204	31	6,235				31	
	1 一般管理費	6,204	31	6,235				31	
									4 共済費 115 職員共済組合負担金
									8 旅費 16 会計年度任用職員費用弁償
									18 負担金、補助及び交付金 △100 退職手当負担金
	歳出合計	6,524	31	6,555					31

# 給与費明細書

2. 一般職  
(1) 総括

区分	職員数	給			費 計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 2	千円 107	千円 2,303	千円 1,288	千円 3,698	千円 827	千円 4,525	
補正前	人 2	107	2,303	1,272	3,682	712	4,394	
比較				16	16	115	131	
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
補正後		千円 837	千円 837	千円 151	千円 151	千円 300	千円 300	千円 300
補正前				135			300	
比較				16				
職員手当の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	千円	千円	千円
補正後		千円	千円	千円	千円			1,288
補正前								1,272
比較								16

(2) 給料及び職員手当の増減額(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千元)	増減事由別内訳	備考
給料			
職員手当			

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

区分	1人当たり給与費(千元)
補正後	3,575
補正前	3,575

(天野診療所事業)

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給 料			費 用		合 計	備 考
		報酬	手当	千円	職員手当	千円		
補正後	人 1			千円 2,303	1,272	千円 3,575	千円 825	千円 4,400
補正前	人 1			千円 2,303	1,272	千円 3,575	千円 710	千円 4,285
比較	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円	千円	千円 837	千円 135	千円	千円 300	千円 300
	補正前			千円 837	千円 135			
	比較							
職員手當の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円	千円	千円	千円			千円 1,272
	補正前							
	比較							

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減	事 由	別 内 訳	備 考
給料					
職員手当					

### (3) 給料及び職員手当の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	3,575
補正前	3,575

(天野診療所事業)

會計年度任用職員

議案第 71 号

令和 5 年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 805 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 594,079 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

# 歳入歳出予算補正(第1号)

第1表  
(歳入)

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金			382,226	△805	381,421
	1 一般会計繰入金		382,226	△805	381,421
	補正されなかつた款項にかかる分		212,658		212,658
	歳入合計		594,884	△805	594,079

(歳出)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			11,381	△805	10,576
	1 総務管理費		10,508	△805	9,703
	補正されなかつた款項にかかる分		583,503		583,503
	歳出合計		594,884	△805	594,079

1. 総括表  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)

		補正前の額		補正額		計	
3 繰入金		382,226		△805		381,421	
補正されなかつた款項にかかる分		212,658				212,658	
歳入合計		594,884		△805		594,079	

(歳出)

		補正前の額		補正額		計	
		特	定	財	源	内	訳
		國県支出金	地方債				一般財源
1 総務費	11,381	△805	10,576				△805
補正されなかつた款項にかかる分	583,503		583,503				
歳出合計	594,884	△805	594,079				△805

入 嵩

正第1号

## 2. 岐出

総務費

補正第1号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1	総務費	千円 11,381	千円 △805	千円 10,576	千円	千円	千円	△805			
1	給務管理費	10,508	△805	9,703				△805			
1	一般管理費	10,508	△805	9,703				△805			
									2 給料	39	職員給
									3 職員手当等	△644	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当 期末勤勉手当
										△198 △180 28 6 △300	
									18 負担金、補助及び交付金	△200	退職手当負担金
	歳出合計	594,884	△805	594,079				△805			

2. 一般職  
(1) 総括

給与費明細書

(後期高齢者医療事業)

区分	職員数	給料			職員手当	計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	与					
補正後	人1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			3,354		1,554	4,908	1,157	6,065	
補正前	人1				3,315	2,198	5,513	1,157	6,670
比較	区分	扶養手当	期末勤務手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			1,009	108					
職員手当の内訳	補正後	198	1,309	80					
	補正前	△ 198	△ 309	△ 80					
	比較				300	28			
職員手当の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	特別勤務手当	管理職員			計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
職員手当の内訳	補正後	180							
	補正前	△ 180							
	比較								

(2) 給料及び職員手当の増減額(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	39	人事異動に伴う職員	給料増	
職員手当	△ 644	人事異動に伴う職員	手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況
区分
補正後
補正前

## (後期高齢者医療事業)

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 費			共済費 計	合 計	備 考
		報 酬 千円	給 料 千円	職員手当 千円			
補正後	人 1	3,354	1,554	4,908	1,157	6,065	
補正前	1	3,315	2,198	5,513	1,157	6,670	
比較		39	△ 644	△ 605		△ 605	
区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
職員手当の内訳	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	1,009	108			437	
比較	198	1,309	80			431	
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		6	
職員手当の内訳	補正後	千円	千円	千円	千円		
	補正前	180					1,554
比較	△ 180						2,198
							△ 644

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 别 内 訳	備 考
給料	39	人事異動に伴う職員給料増	
職員手当	△ 644	人事異動に伴う職員手当減	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## 職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	4,908
補正前	5,513

後期高齡者医療事業)

會計年度任用職員

議案第 72 号

令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1, 789 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2, 699, 886 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

# 歳入歳出予算補正(第1号)

第1表  
(歳入)

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3	国庫支出金		701,169	△87	701,082
	2 国庫補助金		261,999	△87	261,912
5	県支出金		389,654	△43	389,611
	2 県補助金		21,458	△43	21,415
7	繰入金		469,050	1,919	470,969
	1 一般会計繰入金		435,250	1,919	437,169
	補正されなかつた款項にかかる分		1,138,224		1,138,224
	歳入合計		2,698,097	1,789	2,699,886

(歳出)

款		項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		63,901	1,963	65,864
	1 総務管理費		44,390	1,963	46,353
3	地域支援事業費		134,105	△227	133,878
	3 包括的支援事業・任意事業費		49,737	△227	49,510
5	予備費		15,319	53	15,372
	1 予備費		15,319	53	15,372
	補正されなかつた款項にかかる分		2,484,772		2,484,772
	歳出合計		2,698,097	1,789	2,699,886

## 1. 総括表

(歳入)

## 歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)

(単位:千円)

款		補正前の額		補正額		計	
3 国庫支出金			701,169		△87		701,082
5 県支出金			389,654		△43		389,611
7 繰入金			469,050		1,919		470,969
補正されなかつた款項にかかる分			1,138,224				1,138,224
歳入合計			2,698,097		1,789		2,699,886

(歳出)

款		補正前の額		補正額		計		補正額の財源内訳			
								国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	63,901	1,963	65,864								1,963
3 地域支援事業費	134,105	△227	133,878	△130							△97
5 予備費	15,319	53	15,372								53
補正されなかつた款項にかかる分	2,484,772		2,484,772								
歳出合計	2,698,097	1,789	2,699,886	△130							1,919

## 1. 岐 入

## 国庫支出金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
3 国庫支出金		千円 701,169	千円 $\Delta 87$	千円 701,082		千円	
2 国庫補助金		261,999	$\Delta 87$	261,912			
3 地域支援事業交付金(包括支援 ・任意事業)		19,149	$\Delta 87$	19,062			
					1 現年度分		$\Delta 87$ 19, 061-19, 148
5 県支出金		389,654	$\Delta 43$	389,611			
2 県補助金		21,458	$\Delta 43$	21,415			
2 地域支援事業交付金(包括支援 ・任意事業)		9,575	$\Delta 43$	9,532			
					1 現年度分		$\Delta 43$ 9, 531-9, 574
7 繼入金		469,050	1,919	470,969			
1 一般会計繰入金		435,250	1,919	437,169			
3 地域支援事業繰入金(包括支援 ・任意事業)		9,574	$\Delta 44$	9,530			
					1 現年度分		$\Delta 44$ 9, 530-9, 574

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
	6 その他一般会計 繰入金	千円 63,807	千円 1,963	千円 65,770		千円	千円
					1 職員給与費等繰入金		1,963
							58,896-56,933
	歳入合計			2,698,097	1,789	2,699,886	

## 2. 崑出

## 総務費

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			説明		
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額
1	総務費	千円 63,901	千円 1,963	千円 65,864	千円	千円	千円	千円 1,963	千円	千円
1	総務管理費	44,390	1,963	46,353				1,963		
1	一般管理費	43,995	1,963	45,958				1,963		
									2 給料	755 職員給
									3 職員手当等	1,246 扶養手当 児童手当 住居手当 超勤手当 期末勤勉手当
									4 共済費	462 職員共済組合負担金
									18 負担金、補助及び交付金	△500 退職手当負担金
3	地域支援事業費	134,105	△227	133,878	△130			△97		
3	包括的支援事業・任意事業費	49,737	△227	49,510	△130			△97		

△400  
△400  
221  
1,505  
320

費業事援地城

号 1 1 第 正 楠

款項	目	補の正額	前補	補正額	計	補正額の財源内訳				説明			
						特定期	定額	財	源	一般財源	区分	金額	千円
	1 地域包括支援センター運営費	千円 40,279	千円 △227	千円 40,052	千円 △130								
5	予備費	15,319	53	15,372						53			
1	予備費	15,319	53	15,372						53			
1	予備費	15,319	53	15,372						53			
	歳出合計	2,698,097	1,789	2,699,886	△130						1,919		

書細明費與給

（介護保険事業）

（会計年度任用職員を除く）

(乙) 相手及び職員手当の増減額(千円)				増減額(千円)	増減事由	内訳	備考
給料	755				人事異動等に伴う職員給料増		
職員手当	1,246				人事異動等に伴う職員手当増		

### (3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

職員1人当たり給与費の状況	
区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,204
補正前	5,537

ア 会計年度任用職員以外の職員

(介護保険事業)

区分	職員数	給 給			費 計	共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 3	千円 11,291	千円 7,322	千円 18,613	千円 3,863	千円 3,863	千円 22,476	
補正前	3	10,536	6,076	16,612	3,401	20,013		
比較		755	1,246	2,001	462	2,463		
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	管理職手当
		千円 236	千円 4,566	千円 82	千円 221	千円 221	千円 2,032	千円 2,032
	補正後	636	4,246	82			527	
職員手当 の内訳	補正前	△ 400	320		221	1,505		
	比較	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計	
		千円 185	千円 585	千円 △ 400	千円 185	千円 7,322	千円 6,076	1,246

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	755	人事異動に伴う職員給料増		
職員手当	1,246	人事異動等に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,204
補正前	5,537

(介護保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 給 料			職員手当 千円	費 計 千円	共済費 千円	合 計 千円	備 考
		報 酬 千円	給 料 千円	与					
補正後	人 5	10,197			2,516	12,713	2,375	15,088	
補正前	人 5	10,197			2,516	12,713	2,375	15,088	
比較									
	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後			2,158	358					
補正前			2,158	358					
比較									
職員手当の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後								2,516
	補正前								2,516
	比較								

議案第 73 号

令和5年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

第2条 令和5年度かつらぎ町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

収入

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	296,410	△11	296,399
第2項 営業外収益	38,539	△11	38,528

支出

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	304,355	△3,412	300,943
第1項 営業費用	281,669	△3,412	278,257

(2) 簡易水道の部

支出

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	123,144	△582	122,562
第1項 営業費用	115,277	△582	114,695

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替えを予算措置いたしたい。

令和 5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額			補 正 額	計
	上水道の部	簡易水道の部	花園染源簡易水道の部		
( 収 益 的 収 入 )					
1 水 道 事 業 収 益	296,410	113,232	4,530 △	11	0 414,161
( 資 本 的 収 入 )					
1 資 本 的 収 入	53,819	58,298	787	0	0 112,904
收 入 合 計	350,229	171,530	5,317 △	11	0 527,065
( 収 益 的 支 出 )					
1 水 道 事 業 費 用	304,355	123,144	6,310 △	3,412 △	582 0 429,815
( 資 本 的 支 出 )					
1 資 本 的 支 出	185,680	77,237	1,555	0	0 264,472
支 出 合 計	490,035	200,381	7,865 △	3,412 △	582 0 694,287
取 支 差 引	△ 139,806	△ 28,851	△ 2,548	3,401	582 0 △ 167,222

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)

(上水道の部)

1. 総括(収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計
( 収益的 収入 )				
1 水道事業収益		296,410	△ 11	296,399
( 資本的 収入 )				
1 資本的 収入		53,819	0	53,819
収入合計		350,229	△ 11	350,218

1. 総括(支出)

款		補正前の予定額	補正予定額	特定期	予定期	財源内訳
				国庫支出金	地方債	その他
( 収益的 支出 )						一般財源
1 水道事業費用		304,355	△ 3,412	300,943		△ 11
( 資本的 支出 )						△ 3,401
1 資本的 支出		185,680	0	185,680		
支出合計		490,035	△ 3,412	486,623		△ 11
						△ 3,401

## 2. 収入(収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計		区分	金額	節	説明
				千円	千円				
1	水道事業収益	296,410	△	11	296,399				千円
2	営業外収益	38,539	△	11	38,528				
8 雑収益		279	△	11	268				
						2 その他の 雑収益			11 会計年度任用職員雇用保険料個人負担金
	収入合計	296,410	△	11	296,399				

### 3. 支出 (收益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明			
					特定期間		財債その他		一般財源		区分	
					国保支出金	千円	地方債	千円	△	千円	△	千円
1	水道事業費用	千円 304,355△	千円 3,412	千円 300,943			△	千円 11△	千円 3,401			千円
1	営業費用	281,669△	3,412	278,257			△	11△	3,401			
4	総係費	63,762△	3,412	60,350			△	11△	3,401			
										1 給料	△	1,548
										職員給		353
										会計年度任用職員給	△	1,901
										2 手当	△	725
										期末勘定手当		100
										通勤手当	△	200
										住居手当	△	264
										超勤手当	△	49
										会計年度任用職員期末勘定手当		410
										6 法定期間費	△	139
										共済組合負担金		282
										会計年度任用職員公務災害負担金	△	1
										会計年度任用職員法定福利費	△	270
										会計年度任用職員共済組合負担金	△	150
										9 退職手当負担金	△	1,000
										退職手当負担金	△	
	支出合計	304,355△	3,412	300,943			△	11△	3,401			

令和5年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)  
 (簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計	
( 収益的 収入 )		113,232	0	113,232	
1 水道事業収益					
( 資本的 収入 )		58,298	0	58,298	
1 資本的 収入					
収入合計		171,530	0	171,530	

(単位:千円)

1. 総括 (支出)

款		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
					国県支出金	特定定財源	その他の	一般財源
( 収益的 支出 )		123,144	△ 582	122,562				△ 582
1 水道事業費用								
( 資本的 支出 )		77,237	0	77,237				
1 資本的 支出								
支出合計		200,381	△ 582	199,799				△ 582

(単位:千円)

### 3. 支出 (収益の支出)

書 細 明 費 与 紿

括縕

(水道事業)

(単位：千円)

區 分	職員數(人)		給與費			法定福利費 計	合 計
	特 別 職	一般職	報 酬	給 料	手 当		
補正後	損益勘定支弁職員	14	7 (0)	215	26,538	15,678	42,431
	資本勘定支弁職員						9,445
補正前	合 計	14	7 (0)	215	26,538	15,678	42,431
	損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	28,282	16,389	44,886
比較	資本勘定支弁職員						9,684
	合 計	14	8 (0)	215	28,282	16,389	44,886
	損益勘定支弁職員						9,684
	資本勘定支弁職員						54,570
	合 計						△2,694

区分	一人当たり給与費(千円)
補正後	6,031
補正前	5,584

※ ( ) 内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員を占める職員をいう。以下同じ。)について示している。

ア 会計年度任用職員以外の職員

給与費明細書

(水道事業)

区分		職員員数(人)		給与費				法定福利費				合計	
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計							
補正後	損益勘定支弁職員	14	6(0)	215	24,620	15,215	40,050					9,002	49,052
資本勘定支弁職員													
合計		14	6(0)	215	24,620	15,215	40,050						
補正前	損益勘定支弁職員	14	6(0)	215	24,463	15,516	40,194					8,820	49,014
資本勘定支弁職員													
合計		14	6(0)	215	24,463	15,516	40,194						
比 較	損益勘定支弁職員					157	△301					△144	182
	資本勘定支弁職員												38
	合計					157	△301					△144	182
													38
区分		扶養手当	期末勤務手当	通勤手当	居住手当	手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	地城手当	地城手当		
手当の内訳	補正後	576	9,957	252			3,435	13					
	補正前	576	9,857	411	264		3,413	13					
	比較		100	△159	△264	22							
	区分	緊急運送手当	管理職員特別勤務手当	児童手当								合計	
	補正後	12	710		260							15,215	
	補正前	12	710		260							15,516	
	比較											△301	
	区分												
												一人当たり給与費(千円)	
												6,639	
												6,663	

書 細 明 費 与 紿

會計年度任用職員

(水道事業)  
(道府：千葉)

議案第 74 号

令和5年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

第2条 令和5年度かつらぎ町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	519,437	△13,452	505,985
第2項 営業外収益	367,450	△13,452	353,998

支 出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	486,951	△13,452	473,499
第1項 営業費用	440,524	△13,452	427,072

第3条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「151,784千円」を「151,584千円」に、当年度分損益勘定留保資金「141,180千円」を「140,980千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	229,719	200	229,919
第2項 補助金	32,500	△4,100	28,400
第3項 他会計補助金	30,700	2,100	32,800
第5項 企業債	134,200	2,200	136,400

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	30,700	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ り、他の都合により、繰上 償還又は、低利に借り換えること ができる。	32,800	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ り、他の都合により、繰上 償還又は、低利に借り換えること ができる。
資本費平準化債	72,300	〃	〃	〃	72,400	〃	〃	〃

令和5年6月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

#### 提案理由

職員の異動に伴う人件費の組替え、内示による国庫補助金の減額等を予算措置いたしたい。

令和5年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括 (収入)

		補正前の予定額	補正予定額	計
( 収 益 的 収 入 )				
1 下水道事業収益		519,437	△ 13,452	505,985
( 資 本 的 収 入 )				
1 資本的収入		229,719	200	229,919
収入合計		749,156	△ 13,252	735,904

1. 総括 (支出)

		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳
		予定額	予定額	計	特定期間
( 収 益 的 支 出 )					国庫支出金
1 下水道事業費用	486,951	△ 13,452	473,499		その他
( 資 本 的 支 出 )					一般財源
1 資本的支出	0	0	△ 4,100	2,200	△ 13,452
支出合計	486,951	△ 13,452	473,499	△ 4,100	2,200
					△ 200

補正予算事項別明細書  
収益的収入及び支出  
収 入

かつらぎ町下水道事業会計

(単位：千円)

款 项 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区分	金 额	
1 下水道事業 収益	519,437	△ 13,452	505,985			
2 営業外収益	367,450	△ 13,452	353,998			
2 他会計補助 金	212,468	△ 13,478	198,990	1 一般会計補 助金	△ 13,478	一般会計繰入金
7 雜収益	8,017	26	8,043	6 その他雜収 益		26 下水道公社事務費（派遣人件費相当）

支 出

(単位：千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道事業費用	486,951	△ 13,452	473,499			
1 営業費用	440,524	△ 13,452	427,072			
2 総係費	65,101	△ 13,452	51,649	1 納料	△ 5,915	職員給(汚水)
				2 手当	△ 3,863	扶養手当(汚水) 期末勤勉手当(汚水) 住居手当(汚水) 超勤手当(汚水)
6 法定福利費				△	1,974	職員共済組合負担金(汚水) 職員共済組合負担金(流域)
9 退職手当負担金				△	1,700	退職手当負担金(汚水)

資本的収入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計		区分	金額	説明
			計	分			
1 資本的収入	229,719	200	229,919				
2 补助金	32,500	△ 4,100	28,400				
1 国庫補助金	32,500	△ 4,100	28,400	1 国庫補助金	△	4,100	社会資本整備総合交付金(汚水) 防災安全交付金(雨水) △ 3,800 △ 300
3 他会計補助金	30,700	2,100	32,800				
1 他会計補助金	30,700	2,100	32,800	1 一般会計補助金		2,100	一般会計補助金(過疎債汚水) 一般会計補助金(過疎債雨水) 1,950 150
5 企業債	134,200	2,200	136,400				
1 建設改良費等企業債	134,200	2,200	136,400	1 下水道事業債		2,100	公共下水道事業(汚水) 公共下水道事業(雨水) 1,950 150
				2 資本費平準化債		100	資本費平準化債

# 給与費明細書

(1) 総括

(下水道事業)

(単位: 千円)

区分		職員数(人)			給与費			法定福利費		合計	
	特別職員	一般職員	報酬	給料	手当	手当	法定福利費	合計	法定福利費	合計	
補正後	損益勘定支弁職員	5 (0)		19,226	8,943	28,169	6,942	35,111			
	資本勘定支弁職員										
	合計	5 (0)		19,226	8,943	28,169	6,942	35,111			
補正前	損益勘定支弁職員	6 (0)		25,141	12,806	37,947	8,916	46,863			
	資本勘定支弁職員										
	合計	6 (0)		25,141	12,806	37,947	8,916	46,863			
比較	損益勘定支弁職員	△1		△5,915	△3,863	△9,778	△1,974	△11,752			
	資本勘定支弁職員										
	合計	△1		△5,915	△3,863	△9,778	△1,974	△11,752			

区分		扶養手当	期末勤務手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	理職手当	地城手当	地城手当
補正後	274	6,481	249	264	1,063					480	
	1,074	8,981	249		1,890					480	
	△800	△2,500		264	△827						
補正前											
手当の内訳	区分	徴収手当	管理職員	特別勤務手当	児童手当					合計	
	補正後			12	120					8,943	
	補正前			12	120					12,806	
比較	比	較									△3,863

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)について示している。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(下水道事業)

(単位：千円)

区分	職員数(人)			給与費			法定福利費 合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計	
補正後 損益勘定支弁職員		4 (0)		16,865	8,570	25,435	6,436
資本勘定支弁職員							31,871
合計	4	(0)		16,865	8,570	25,435	6,436
補正前 損益勘定支弁職員		5 (0)		22,780	12,433	35,213	8,410
資本勘定支弁職員							43,623
合計	5	(0)		22,780	12,433	35,213	8,410
比 較 損益勘定支弁職員		△1		△5,915	△3,863	△9,778	△1,974
資本勘定支弁職員							△11,752
合計	△1			△5,915	△3,863	△9,778	△1,974
							△11,752

区分	扶養手当			期末勤労手当			通勤手当	居住手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地城手当
	補正後	274	6,149	208	264	1,063						
補正前	1,074	8,649	208			1,890						480
比較	△800	△2,500			264	△827						480
手当の内訳												合計
区分	徴収手当	管理職員	特別勤務手当	児童手当								8,570
補正後			12	120								12,433
補正前			12	120								△3,863
比較												

イ 会計年度任用職員

(下水道事業)

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費					法定福利費	合計
		特別職	一般職	職能員	報酬	給料		
補正後	損益勘定支弁職員	1 (0)			2,361	373	2,734	506
	資本勘定支弁職員							3,240
合計		1			2,361	373	2,734	506
補正前	損益勘定支弁職員	1 (0)			2,361	373	2,734	506
	資本勘定支弁職員							3,240
合計		1			2,361	373	2,734	506
比較	損益勘定支弁職員							3,240
	資本勘定支弁職員							
合計								

手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤務手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地城手当	イ 会計年度任用職員
	補正後		332	41						
	補正前		332	41						
比較	区分	徴収手当	管理職員	特別勤務手当	児童手当				合計	
	補正後								373	
	補正前								373	
	比較									

